

滋賀県公用車の自動車任意保険加入契約に係る
入札説明書

令和8年3月

滋賀県総務部総務課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号。以下「財務規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：滋賀県公用車の自動車任意保険加入契約
- (2) 業務の内容等：本入札説明書および滋賀県公用車の自動車任意保険加入契約に係る仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- (4) 履行場所：仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の全てを満たしている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格（令和 8 年滋総第 40 号に規定する資格）を有すると認められて、滋賀県公用車等の損害保険加入契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県総務部総務課（本館 1 階文書収発室）

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077-528-3149

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所
滋賀県総務部総務課（本館 1 階文書収発室） 総務・文書係 武崎
（郵便番号および所在地）〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
（電話番号）077-528-3149
（FAX 番号）077-528-4812
（電子メール）ba00@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間
令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 17 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く）の
9 時から 17 時まで（最終日は 14 時まで）
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書等は、滋賀県ホームページからダウンロードするか、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。
ただし、令和 8 年度任意保険加入対象車両一覧表（以下「一覧表」という。）については、電子メールにより交付するので、(1) の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「令和 8 年度任意保険加入対象車両一覧表交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX 番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに一覧表を送信する。
- (4) 入札説明会
行わない。
- (5) 入札書の受領期限
令和 8 年 3 月 17 日（火）14 時 00 分
- (6) 開札の日時および場所

開札の日時：令和8年3月17日（火）15時00分
開札の場所：滋賀県総務部総務課（本館1階電気室）
入札者は開札に立会うことができる。

4 入札方法等

- (1) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書等を熟読の上入札しなければならない。
この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、3(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (3) 入札書（別紙様式1）は3(1)に示す場所に、3(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。
- (4) 入札書に記載する入札金額は、保険期間に係る保険料その他契約手続等に要する一切の諸経費を含めた額の総額を記載し、住所、氏名欄には入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）の記入および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）が必要である。
- (5) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書と同時に委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (6) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札書記載の金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (9) 参加資格の公示により競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件に入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。

5 入札保証金および契約保証金 免除する。

6 契約書の作成の要否 不要
滋賀県財務規則第223条第1項第8号の規定により、契約書の作成は省略する。

7 郵便等による入札の可否 可
郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達契約に係る業務を履行することができると思賀県が認めた入札参加者であつて、財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をしたものは再度の入札に参加することができない。再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

10 質問および回答の方法

- (1) 質問方法：質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和8年3月11日（水） 17時00分
- (3) 回答方法：質問票の提出のあつた者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、一覧表の交付を請求した者全員に、電子メールまたはFAXで質問および回答の内容を提供する。なお、回答期日以後に一覧表の交付請求があつた場合は、一覧表の交付時に併せて質問および回答の内容を提供する。
- (4) 回答期日：令和8年3月13日（金）を目途に回答する。

11 その他必要事項

- (1) 令和8年4月1日から適用する割引率を算定するため、別途損害保険料率算定機構に対し成績照会を行う必要がある場合は、速やかに申し出ること。
- (2) 申込書等の提出
落札者は、落札決定の日以後速やかに申込に必要な書類を契約担当者に提出し、令和8年4月1日の契約に向け手続きを進めなければならない。
- (3) その他本件調達業務の詳細は、入札説明書等による。